

論 説

現代日本の政治経済体制から見る政治教育の可能性
——丸山眞男の政治学を手掛かりに——¹

公 文 良 彦

はじめに

前論文²では、現代の日本において、国家や地方政府など、狭義の政治に関わる集団だけでなく、さまざまな社会集団の台頭によって政治的アリーナ³が周辺化していることを指摘した（公文2021,pp.5-6）。さらに、社会集団の一つである企業の政治的社会的影響力が増す中、その内部における企業内権力の強化によって、近年では、意思決定から排除される「労働者（被治者）の周辺化」という現象が益々起こっている点も指摘した（公文2021,pp.10-14）。そして、この非民主的な状況を転換するために、丸山政治学の再評価とラディカル・デモクラシーの知見を重視し、市民同士の横のグループをつくる必要性を明らかにすると同時に、市民エリートに限定されない、開かれた「活動する市民」を育てることの必要性を提示した（公文2021,pp.43-44）。本論文では、活動する市民を育成する具体的手段として、政治教育のあり方や方法について考察していく。

その際の素材として、シティズンシップ教育に取り組む英国の事例を政治学

高知論叢（社会科学）第122号 2022年3月

¹ 本論文は、高知大学大学院総合人間自然科学研究科人文社会科学専攻において、筆者が2019年1月31日に提出した修士論文の一部を改訂したものである。

² 公文良彦（2021）「権力と周辺化への対抗としてのデモクラシー ——丸山眞男の政治学を手掛かりに」, 高知大学経済学会『高知論叢』, 第120号, pp.1-50。

³ 資本主義社会における政治的アリーナとは、価値配分をめぐる意思決定や利害調整が行われる場である。

者のバーナード・クリックの議論を中心に検討する。あわせて、クリックのシティズンシップ教育と日本の政治教育を研究する政治学者・蓮見二郎、民主主義と政治教育の関係について言及したアメリカの政治学者・エイミー・ガットマン、日本において政治教育の推進を提唱する教育学者・小玉重夫らの議論も参照する。そして、改めて丸山政治学の知見に戻り、政治教育について考察する。

以下、第1章では、本論文における政治教育に関わる内容の整理を行い、現代の日本における政治教育の必要性を検討する。次にクリック、蓮見、小玉の三者の議論をもとに、第2章では日本の公民教育の問題点を、第3章では英国のナショナル・カリキュラムが持つ問題点を明らかにする。最後に第4章では、丸山政治学では政治教育をどのように捉えていたかを明らかにすることで、日本における政治教育への示唆を検討したい。

第1章 政治教育の内容と必要性

政治教育、シティズンシップ、公民教育、有権者教育など、政治と教育を結び付ける用語はいくつか存在する。そこで、蓮見やクリックの定義などをもとに、政治教育に関する用語を整理したい。このうち政治教育と選挙啓発の関連についても、本論文の主題ではないが、関心の高いトピックであるので、少し詳細に検討する。そして、民主主義社会における「社会の意識的再生産」に参加するために政治教育が必要であり、日本においては、同時に「政治的意味空間」を形成することも重要であるということを主張する。

それでは、まず政治教育の用語を確認していこう。蓮見によれば、政治教育には、国民に法令遵守や納税など行政側の意図を伝えることを目的とするものと、行政をコントロールする政治という装置を使いこなす有権者としての技能を向上させることを目的とするものがあり、前者を「国民教育」と呼び、後者を「有権者教育」と呼ぶ(蓮見2000a,pp.270-271)。蓮見は、市民教育や公民教育は有権者教育より広い概念であるとし、それらは有権者教育の他に、社会人教育、家庭人教育、国際教育などを含むと言う(蓮見2000a,p.272)。

一方、英国では、シティズンシップ教育が政治教育の一環として位置付けられている。英国の学校教育においては、2002年まで市民教育（公民教育）を主眼とする科目が存在しなかったが、その後シティズンシップ教育が必修化された（蓮見2008,pp.65-68）。シティズンシップの概念は、市民教育や公民教育をカバーしており、当然政治教育も包み込む。蓮見は公民教育と市民教育を同じような内容として区分しているが、教育学者の桑原敏典によれば、公民とは、社会の中で権利を行使し、義務や責任を果たす存在であり、市民社会の一員としての市民と、国家の成員としての国民という二つの意味を持ち合わせていると捉えられている（社会認識教育学会2010,pp.18-19）。英国においても、シティズンシップには「健全な市民」と「健全な臣民」との観念の混同が存在するとクリックは指摘している（Crick 2000,pp.5-7 [pp.16-18]）。

では、シティズンシップはどのように捉えられているのだろうか。クリックは、シティズンシップの要素について、市民的要素、政治的要素、社会的要素（地域社会とボランティアや協働）で構成されるとし、それらの三つの相互作用で能動的なシティズンシップを形成すべきであると主張する（Crick 2000, pp.7-8 [pp.18-20]）。しかし、蓮見は、英国における「ナショナル・カリキュラム⁴」では、クリックの三要素とは異なる部分にシティズンシップの力点が置かれていることを指摘する。具体的には、金融に関する知識、企業・起業家としての技能、仕事に関連した学習など、新自由主義に適応する合理的経済人としての側面である（蓮見2008,p.78）。

シティズンシップにおける経済的側面は、日本でも「経済産業省・シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会」が2006年に出した「シティズンシップ教育宣言」に表れている。この「シティズンシップ教育宣言」では、英国のナショナル・カリキュラムと同じくシティズンシップが発揮される三分野の一つとして経済活動を挙げている（経済産業省・株式会社三菱総合

⁴ ナショナル・カリキュラムは日本の学習指導要領に該当するが、学習指導要領より簡潔な文書となっており、シティズンシップの概念や根拠については触れられておらず、クリック・レポートがそれらを補足するものとして捉えられている（蓮見2008,p.76）。

研究所2006b,p.5)⁵。具体的には以下のとおりである。

[シティズンシップの一分野としての経済活動とは] 他者と関わりあ
いながら、社会が必要とする商品やサービスの生産・提供に参加す
ること、及び、アクティブな消費者として、自分たちの生命や資産
を守りながら、さらにそれに留まらず、社会全体にとってプラスと
考えられる消費・生活行動を実現する活動です（経済産業省・株式
会社三菱総合研究所2006b,p.5, 括弧内引用者）。

では以上を踏まえて、政治教育に関する諸々の概念の内容をどのように整理
することができるだろうか。これについて、概念の関係性を緩やかにまとめた
のが図1である。

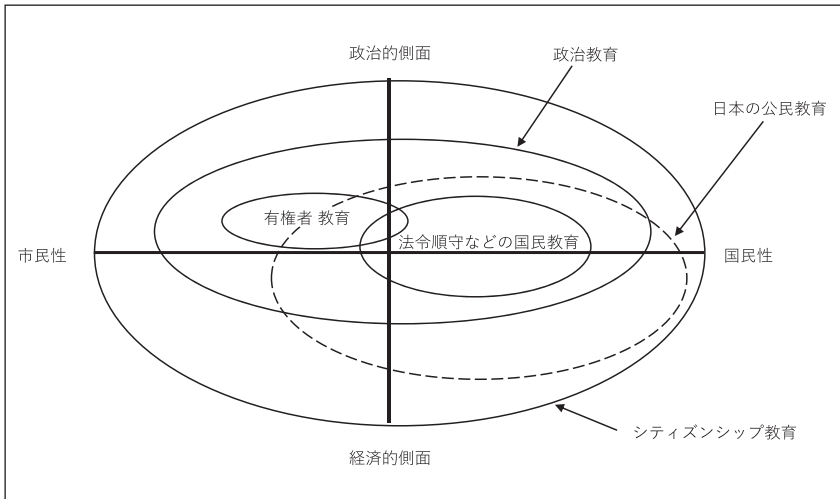
図1では、政治的側面と経済的側面を縦軸に、市民性と国民性を横軸にとり、それらをどれだけカバーするかで整理している。ここではシティズンシップ教育はカバーする範囲の最も大きい概念として位置付けられる。それに対して、政治教育は、有権者教育および国民教育をカバーする。さらに第3章で後述する、日本の公民教育は、政治権力の影響を受けて、国民性と経済的側面をカバーする割合が大きくなっているのが特徴的である。

では、政治教育はなぜ必要なのだろうか。蓮見によると⁶、まず、市民的共和主義（civic republicanism）における徳および自由主義における徳を育成する必要性が挙げられる。市民的共和主義とは、公共の事柄や利益に積極的に献身するという価値態度を指し、自由主義は人権や少数派に対する尊重や寛容的態度を指す（蓮見2000a,pp.277-278）。そして、政府を問題解決のための社会的装置と仮定し、有権者はその装置の使い方の手順を知らなければならないとす

⁵ 「シティズンシップ教育宣言」はウェブページでは閲覧できないが、引用内容は経済産業省・株式会社三菱総合研究所2006a,pp.20-22 (<http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/10/hokokusho.pdf>, 2022年1月17日参照)で参照可能。

⁶ 蓮見(2000a)では、有権者教育の必要性として整理がなされているが、図1で示したとおり本論文における政治教育は有権者教育を包含しており、そのため有権者教育を政治教育と読み替えて引用している。

図1. 政治教育に関する概念図



出典：Crick (2000), 経済産業省・株式会社三菱総合研究所 (2006b), 社会認識教育学会 (2010) 蓮見 (2000a) をもとに筆者作成。

る具体的必要性が挙げられる (蓮見2000a, pp.280-281)。その他にも、学習指導要領を根拠とする学校教育から見た必要性や、「選挙啓発・明るい選挙推進運動」が推奨する投票参加と、きれいな選挙という目標から見た必要性も挙げられている (蓮見2000a, pp.282-284)。

このうち政治教育と選挙啓発の関連については、関心の高いトピックであるので、少し詳細に検討してみよう。実際に、政治教育に力を入れれば、選挙啓発と投票参加には一定の効果があると言える。以下、この点を、学校教育も絡んだ18歳選挙への対応という最近の具体的事例を通じて考察する。

2015年6月に改正公職選挙法が成立し、選挙権年齢が18歳以上の国民に引き下げられた。翌年の2016年7月には参議院選挙、翌々年の2017年10月には衆議院選挙が行われ、国政選挙での18歳や19歳有権者の投票が注目を浴びたのは記憶に新しい。さらに2021年10月には18歳選挙で二度目となる衆議院選挙も行われた。総務省のホームページ⁷で三つの選挙における18歳・19歳の投票率が公開

⁷ 総務省 (2016) 「平成28年7月10日執行参議院議員通常選挙速報結果」, (http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin24/index.html, 2022年1月17日参照)。

表1. 2016年参議院選挙, 2017年・2021年衆議院選挙における18歳・19歳および全体の投票率 (全数調査)

投票率(%)	2016年7月参議院選	2017年10月衆議院選	2021年10月衆議院選
18歳	51.28	47.87	—
19歳	42.3	33.25	—
全体	54.7	53.68	55.93

出典：総務省 (2016) 『第24回参議院議員通常選挙年齢別投票者数調 (18歳・19歳の全数調査)』, 総務省 (2017) 『第48回衆議院議員総選挙年齢別投票者数調 (18歳・19歳の全数調査)』, 総務省 (2021) 『第49回衆議院議員総選挙都道府県別投票率 (小選挙区)』をもとに筆者作成。

表2. 2016年参議院選挙, 2017年・2021年衆議院選挙における18歳～24歳および全体の投票率 (抽出調査)

投票率(%)	2016年7月参議院選	2017年10月衆議院選	2021年10月衆議院選
18歳	51.17	50.74	50.36
19歳	39.66	32.34	35.93
20歳	34.75	29.52	33.03
21歳	32.68	29.27	31.92
22歳	30.78	30.83	33.05
23歳	32.86	31.96	34.59
24歳	34.86	32.29	35.69
全体	56.08	56.74	57.29

出典：総務省 (2016) 『第24回参議院議員通常選挙年齢別投票者数調 (抽出調査)』, 総務省 (2017) 『第48回衆議院議員総選挙年齢別投票者数調 (抽出調査)』, 総務省 (2021) 『第49回衆議院議員総選挙年齢別投票者数調 (抽出調査)』をもとに筆者作成。

されており, 全体数や20～24歳の投票率も加えたものを, 表1・2として示す。

これらによると, 参議院選挙での18歳投票率は全数調査で51.28% (表1), 抽出調査で51.17% (表2) と, 19歳の投票率と比べていずれも高い。都道府県別順位は, 投票率1位が東京都の62.23%, 最下位は高知県の35.29%だった (高知新聞, 2016.9.10朝刊)。NHKのWEB特集では, 参議院選挙日程が手前から分かっており, 初の18歳国政選挙ということでメディアの注目度も高く, 模擬投票などの有権者教育が高校などで十分になされていたことが, 18歳の投票率が19歳の投票率よりも高かった理由として挙げられている⁸。それに反して,

総務省 (2017) 「平成29年10月22日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査速報結果」, (http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shugiin48/index.html, 2022年1月17日参照)。

総務省 (2021) 「令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査速報資料」, (<https://www.soumu.go.jp/senkyo/49syusokuhou/index.html>, 2022年1月17日参照)。

⁸ NHK政治マガジン, 2018.1.29特集記事, 「『投票に行くのやめました』18歳選挙に何が」, (<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/1287.html>, 2022年1月17日参照)。

2017年衆議院選挙は、18歳投票率が全数調査で47.87%（表1）、抽出調査で50.74%（表2）と、いずれも参議院選挙の投票率を下回った。都道府県別では、東京が13.01ポイント落ちて22位に転落するなど、大きな下落が都市部で目立った⁹。NHKのWEB特集では、解散総選挙が唐突であったため、授業での有権者教育が十分でなかったこと、メディアや教育現場での注目度が下がったことを指摘する¹⁰。

2017年の衆議院選挙時の19歳の有権者には、2016年の参議院選挙時に18歳であった有権者が多く含まれていると考えられる。そこで、18歳時点の参議院選挙時の投票率と19歳時点の衆議院選挙時の投票率を比較してみよう。まず、表1からは、全数調査で51.28%から33.25%へ（表1網掛け）、表2の抽出調査で51.17%から32.34%（表2網掛け）と、それぞれ18.03ポイント、18.83ポイントも下がっているのが分かる。この現象に対して、前述のメディアの注目度と有権者教育の弱まりとともに、有権者自身も参議院選挙時の最初の期待感から一転、二回目の衆議院選挙時には飽きてしまったのではないかと、先のNHKのウェブ特集では推論している¹¹。同様に、19歳、20歳、21歳時点の参議院選挙の投票率（表2）と20歳、21歳、22歳時点の2017年衆議院選挙の投票率（表2）を比較すると、それぞれ衆議院選挙時には、10.14ポイント、5.48ポイント、1.85ポイントと軒並み下がっている。その中でも19歳から20歳の下落が10ポイント台と、18歳から19歳の結果と同じく二桁の下落になっている。

本論文作成中の2022年1月時点で、2021年衆議院選挙の18・19歳投票率の全数調査の値はまだ公開されていないが、抽出調査の値が出ているので、参考までに紹介しておこう。まず、全体の投票率は全数調査で55.93%と、2016年参議院選挙と2017年衆議院選挙の投票率を上回っている（表1）。次に、18歳および19歳の投票率（抽出調査）はそれぞれ50.36%、35.93%と、2017年衆議院選挙を18歳が0.38ポイント下回り、19歳が3.59ポイント上回った（表2）。2016年参議院選挙と比べると18歳が0.81ポイント、19歳が3.73ポイントと、共に下

⁹ 同前ウェブページ。

¹⁰ 同前ウェブページ。

¹¹ 同前ウェブページ。

回っている（表2）。さらに2016年参議院選挙時の18・19歳と2021年衆議院選挙時点の23・24歳を比較すると、それぞれ16.58ポイント、3.97ポイント下落しており（表2 網掛け）、2017年衆議院選挙時の18歳と2021年衆議院選挙時点の22歳との比較においても17.69ポイント下落している（表2 網掛け）。三つの国政選挙の投票率の推移から18歳時点での投票率の高さをその後いかに維持するかが課題と言えるだろう。

投票率の高低の原因は多様であり、このような簡単な分析で原因を特定できるものではない。しかし、政治教育の観点から見ると、18歳選挙に対するメディアの注目とそれに反応するように有権者教育に力を入れた結果、18歳の投票率を押し上げた可能性が指摘できる。つまり、2016年参議院選挙および2017年・2021年衆議院選挙における投票率の相違は、政治教育に力を入れれば、選挙啓発と投票参加には一定の効果があるという一つの事例として捉えられるだろう。ただし、本論文で主張する政治教育においては、選挙に行って投票率が上がれば、民意は選挙に反映されたという単純な見方を排する。選挙制度とは民意の集約ルールであり、その集約ルール次第で民意の内容も大きく変わる可能性がある（坂井2015,pp.49-50）¹²。制度と社会が相互に与える影響を冷静に見極める眼力を養うことも、政治教育の重要な役割なのだ。

最後に加えておきたいのが、民主主義と政治教育の関係から導き出される、政治教育の必要性である。アメリカの政治学者であるエイミー・ガットマンは、マキアヴェッリの言葉¹³を引用しつつ、民主政治の結果である「良い法」

¹² 現代の日本のように民主党など野党が地域社会で構造化されていない状況では、小選挙区制は二大政党制へと繋がらないとの指摘（加藤2013,pp.205-206）や、選挙そのものが現職政治家や政権、資本主義社会下の私的部門による支配や影響を受けやすいとの根本的な指摘もある（Przeworski 2018,pp.73-74）。

¹³ 『ディスコルシ』の以下の部分からの引用である。「多くの英雄^{ヴィルトルフ}的行為によって光彩を放っている国家を、無秩序な国家だとはどうしても言えないのである。というのは、英雄的な偉業は正しい教育のたまものであり、正しい教育はよき法律から生まれる。そのよき法律は、多くの人が考え違いをして非難している、あの内紛に由来しているからである。それらの内紛の結末を慎重に検討してみると、この時代には、公共の福祉を台なしにしてしまういかなる追放騒ぎも暴力沙汰も生み出されたことはなく、むしろ公の自由^{リベラ}に役立つような法律や体制が作り出されていたことがわかるだろう」（Machiavelli 1513-1517?, I 4,pp.97-98 [pp.41-44]）。

は「良い教育」を生み、その「良い教育」が、今度は「良い市民」を生み出すという一連の流れは、重要な真理を表していると言う（Gutmann 1999,p.282 [p.313]）。そして、ガットマンは「社会の意識的再生産」¹⁴という概念を提示する。「社会の意識的再生産」とは、市民が将来の市民の政治的価値・態度・行動を形成する教育に対し、影響を与える権限を付与され、市民自らがその権限を行使して社会を再生産することを指す（Gutmann 1999,pp.14-16 [pp.19-20]）。つまり、政治教育とは「社会の意識的再生産」に参加するよう市民を陶冶するもので、「社会の意識的再生産」は民主主義と政治教育双方にとって、目指すべき理想であるとされる（Gutmann 1999,p.287 [p.318]）。このことは、民主主義と政治教育が持つ不断の循環過程を示唆している。政治教育は民主主義のあり方や実践に影響を与えうるし、民主主義のあり方や実践も政治教育に影響を与えうるのだ。このような民主主義と政治教育の関係に関して、蓮見もガットマンの主張を評価している。民主主義に対する政治教育の必要性¹⁵を、単に「自由で民主的な社会の維持や支持」という点だけに認めるのは、民主主義の不完全性を隠蔽し、権威主義的に民主主義を称揚する結果になりうる。その点、ガットマンの「社会の意識的再生産」は、民主主義と政治教育を結び付ける根拠として、魅力的であり、さらに洗練させていく価値があるというのだ（蓮見 2004,p.138）。

そして、「社会の意識的再生産」の視点を日本に当てはめてみるならば、日本の場合、市民自らが将来の市民の政治的価値・態度・行動を形成する教育政策の議論や公共的な明確化が行われる「政治的意味空間」¹⁶の未発達を考慮

¹⁴ ガットマンによれば、「社会の意識的再生産」は、民主主義社会そのものが市民の政治的価値観・態度・行動様式を伝達する過程を含むとする「政治的社会化」とは区別される。前者が意識的なのに対し、後者は非意識的である（Gutmann 1999,pp.14-16 [pp.19-20]）。そして、「社会の意識的再生産」によって、民主政治の参加に必要な徳性・知識・技能を育成する政治教育は、公教育の他の目的よりも道徳上の優先性を持つと結論付けられる（Gutmann 1999,p.287 [p.318]）。

¹⁵ 蓮見（2004）では、政治教育の必要性を「自由で民主的な社会の維持や支持」という一方向から導き出すのではなく、再行主義（人間の知識や活動について、批判とやり直しの機会を持つことが望ましいとする考え方）の視点からも検討を試みている（蓮見 2004,pp.155-156）。

¹⁶ 小玉によれば、英国やアメリカでは、1960年代の福祉国家（第一の道）から1980年代

する必要がある。前論文において、「労働者（被治者）の周辺化」が進んでいるとして、戦後の日本社会では、資本主義社会における「政治的アリーナの周辺化」という現象が常態化していること（公文2021,pp.5-6）、日本における企業中心社会と企業主義統合によって、政治的領域ではないアリーナで価値配分の意思決定が行われてきたことを述べた（公文2021,pp.10-14）。教育学者・小玉重夫も、戦後の日本では、年功的職場秩序や終身雇用によって労働者を企業内部に統合する「企業社会」が成立していたとする（小玉2016,pp.57-58）。労働市場に子どもを送り出す学校や家族までも企業社会に馴化する特徴を持っており、小玉はこれらの関係を「家族・学校・企業社会のトライアングル」と呼ぶ。そして、このトライアングルという非政治的次元が福祉国家の機能を代替しており、そのために日本社会では「政治的意味空間」が未発達に留まったと指摘する（小玉2016,pp.57-58）。

その具体的な事例の一つとして、1990年代の新自由主義的な改革に直面しても、改革の意思決定を形成していく「政治的意味空間」が未発達のため、規制緩和が官僚統制によって行われるというダブルバインドに陥っていたとも指摘する（小玉2016,p.63）。その上で小玉は、自由化や規制緩和などの新自由主義的な改革は、ともすれば政治の解体から市場の復権という構図で捉えられがちだが、「政治的意味空間」の復権の機会と捉えることも可能で、そのためのシティズンシップの形成という課題を浮上させるとする（小玉2016,p.67）。

周辺化されたアリーナから「政治的意味空間」を取り戻すことと、本論文冒頭で述べた、横のグループによって「労働者（被治者）の周辺化」現象を逆転することとは、必ずしも同義ではない。しかし、前論文の議論で明らかにしたように、丸山政治学では、日常的に政治や社会の問題が討議されるような自主的な組織や場が民主政治を活性化させると主張していた（丸山 [1952] 1995,pp.189-190）。横のグループによって、社会集団内部を民主化することは、

の新保守主義による福祉国家批判（第二の道）を経て、1990年代の第三の道に至るといように、政権交代を伴う政策転換が行われた。これに対して日本では、第一の道と第二の道が不在のまま、1990年代に突入している。そこでは、政策の変更等を議論し、それを公共的に明確化する「政治的意味空間」が形成されていないとされる（小玉2002, p.29）。

同時に小玉の言う「政治的意味空間」の形成にも寄与する可能性がある。そして、小玉によれば、「政治的意味空間」の未発達は、戦後の教育学も「教育は非政治的であるべき」という観念を再生産してきたと指摘する。したがって、「政治的意味空間」の必要性から非政治的な教育を批判的に捉え、教育の再政治化¹⁷を主張することも可能なのである（小玉2016,p.71）。

以上のように、民主主義社会における「社会の意識的再生産」にとって政治教育が不可欠であること、そして「政治的意味空間」を形成する必要性の視点からも、政治教育の重要性を導くことができるだろう。

第2章 日本の公民教育の問題点

以上の政治教育の整理を前提に、この章では、現代の学校教育における公民教育に着目して、日本の政治教育はどのような特質を持っているかを明らかにする。現代の日本の公民教育は、政治活動は望ましくないという戦後の文部省の考えから一転し、政治教育を積極的に行っていく方針を執った。しかし、以下で見ると、政治的中立と非政治化を混同することで、政治教育実施のハードルは依然高いままであるとともに、時の政治権力の政策によって政治教育の政治的中立は浸食された状態にあると考えられる。

第1章で紹介したように、公民とは、社会の中で権利を行使する市民の側面と、国家の成員としての国民という側面とを持ち合わせている（社会認識教育学会2010,pp.18-19）。学習指導要領では、小学校から高校までの社会科・公民科の目標として、「公民としての資質」という概念が用いられており、公民教育は戦後一貫して社会科教育の基本にあった（蓮見2000a,p.272）。

そして、戦後の公民教育は、政治的中立という要請のもとで、非政治化していったとされている（小玉2016,pp.14-16）。戦後の公民教育が非政治化していった理由として、保守勢力（政府・文部省）と革新勢力（教員組合の運動や民間

¹⁷ ここでの再政治化は党派の見解を注入するような政治化ではなく、多様な利害や意見を討議する場をつくっていくことを指す。

教育運動)の政治的対立から子どもを守るべきだという社会通念と、それに呼応する形で登場したりベラルな教育学が政治的中立を称揚していったことが挙げられる(小玉2016,pp.13-16)。1969年に文部省から出された、「高等学校における政治的教養と政治的活動について(通知)」¹⁸(以下、1969年通知)は、学園紛争や東大入試の中止など当時の世相を反映しており、基本的に高校生の政治活動を望ましくないと規定していた(前川他2017,p.49)。

現在では、2015年に文部科学省から出された「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)」¹⁹(以下、2015年通知)によって、18歳選挙を念頭に、高校生でも政治的な教養は必須であり、生徒の政治的活動に対する制限も必要かつ合理的範囲内でなければならないと規定されている(前川他2017,p.49)。また、この2015年通知では、政治的中立への配慮も示されている。第一に、校長を中心に指導計画を立てて実施する。第二に、教員は個人的な主義・主張を避ける。第三に、結論以上に議論の過程を重視するといった内容である(前川他2017,p.50)。つまり、2015年通知では、以上の政治的中立に配慮すれば、政治的教養や政治的活動が一定認められたと解釈できる。2015年通知をもとに教育の再政治化が実現すれば、政治教育の意義や役割は大きくなる。

しかし、北海道の高校教員・池田考司は、多くの学校関係者が政治的中立を非政治化と勘違いして、政治教育が現在でも行いづらい状況にあると指摘する。2016年の参議院選挙時に、立候補者に学校に立ち寄ってもらったり、全立候補者へ質問状を出したりするなど、選挙公報以外で候補者の情報を収集する授業を池田は考案したが、教育委員会の強い反対によって頓挫した。こうした教育委員会などの外部からの圧力によって、多くの教員がこれまで通り、「非政治

¹⁸ 文部省(1969)「高等学校における政治的教養と政治的活動について(1969年10月31日 文部省初等中等教育局長通知)」, 初高第483号, 1969年10月31日 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/118/shiryo/attach/1363604.htm, 2022年1月17日参照)。

¹⁹ 文部科学省(2015)「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)」, 27文科初第933号, 2015年10月29日, (https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm, 2022年1月17日参照)。

授業でいくしかない」と考えていると主張する（前川他2017,pp.50-51）。

では、現在も続く政治教育の非政治化によって、公民教育における政治的中立は守られているのだろうか。政治学者・渡辺治は、現在の日本の教育は決して中立ではなく、新自由主義と新保守主義の影響を強く受けていると指摘する（渡辺他2014,pp.148-152）。渡辺によれば、安倍政権は日本のグローバル競争大国化²⁰を目指しており、教育政策はその目標に合致するように形成されていると言う。すなわち、そこで目指されるのは、第一に、新自由主義による競争を勝ち抜き、グローバル経済を担う人材の育成である（渡辺他2014,pp.139-140）。第二に、新自由主義の弊害（貧困や格差社会）を抑え込む新保守主義的教育改革である。新保守主義的教育とは、貧困や格差から生まれる問題を道徳的強化によって処理しようとする教育である。第三に、日本の大国化を支持する愛国心のある国民の形成である（渡辺他2014,pp.140-141）。

実際に、文部科学省の学習指導要領に沿って確認してみよう。例えば、2010年版（2014年一部改訂）高等学校学習指導要領において、公民科の目標は、以下のように表現されている。ちなみに、2010年当時は民主党政権であった。

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う（文部科学省2010,p.80）。

この2010年版に対して、2018年版高等学校学習指導要領では、以下のように改訂されている。

社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社

²⁰ グローバル競争大国とは、自国のグローバル企業の利益を擁護し、その発展で国家の繁栄を確保しようとする国家である。企業本位のため新自由主義的改革に執着を持つ（渡辺他2014,p.14）。

会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す（文部科学省2019,p.201）。

つまり、2018年版では、安倍政権の主張するグローバル競争大国を支える人材の育成を意識して、「グローバル化の中で主体的に生きる人間像」が追加されている。また、2018年版では、上記の文言に続き、さらに三つの資質・能力を詳しく提示している。まず、諸資料や情報から選択や判断の材料を探し出し、まとめる能力である。次に、社会参画を前提とした議論をする力が挙げられる。そして、最後に、平和と繁栄のために自国を愛する公民像（愛国心）が挙げられる（文部科学省2019,p.201）。安倍政権下で改訂された学習指導要領の内容が、「グローバル競争大国化」という渡辺の指摘と似通っているのは決して偶然ではない。

他にも、2015年の小中学校の学習指導要領の一部改訂により、「特別の教科 道徳（道徳科）」が設置され、道徳教育の強化が図られた²¹。高校においても、2018年版学習指導要領によって、校長と道徳教育推進教師を中心とした、公民科および特別活動が道徳教育の中核的な指導場面であるとされている²²。道徳教育の強化と軌を一にするように、安倍政権に続く菅政権でも新自由主義と新保守主義による価値観を発信している。例えば、目指すべき社会像を「自助・共助・公助、そして絆」とし、社会における個人の自助努力を最初に謳い、いよいよどうしようもなくなれば公助（国家）の出番であると、新自由主義の特徴である自己責任論を強調した²³。さらに、菅政権の後継を決める2021年の自民党総裁選で、安倍元総理が支持を表明した高市早苗候補も自身のコラムの中

²¹ 文部科学省（2015）「中学校学習指導要領（2015年一部改訂）第3章特別の教科 道徳」, pp.100-104, (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/08/10/1375633_4.pdf, 2020年1月17日参照)。

²² 文部科学省（2018）「高等学校学習指導要領（2018年告示）総則」, p.31 (https://www.mext.go.jp/content/1384661_6_1_3.pdf, 2022年1月17日参照)。

²³ 首相官邸（2020）「第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説」, 2020年10月26日, (https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1026shoshinhyomei.html, 2022年1月17日参照)。

で、生活保護（公助）における母子家庭の不正受給を糾弾し、生活保護は失業中の若者を怠惰へと陥れると、自立と勤勉の倫理の必要性といった新保守主義的な価値観を説いている²⁴。道德教育の強化と、政権による新自由主義的・新保守主義的価値観の発信とは、車の両輪の如く機能していると言えよう。

教育学者の小原友行は、1989年の高校における社会科の再編によって誕生した公民科の一貫して変わらない部分として、以下の五つの性質を挙げる。第一に、市民を育成する教育（シティズンシップ教育）をねらいとしている。第二に、現代社会に関する知識・理解、技能・能力、関心・意欲・態度を統一的に育成する。第三に、現代社会の課題解決を目指す方向で学習を行う。第四に、現代社会の特質を総合的に認識することを目指す。最後は、生徒自身が主体的に学ぶことを目指す性質である。そして、現代を生きる人間として、科学的な認識のもとで、平和で民主的な国家・社会の市民として自己の生き方を主体的に選択していくことが公民学習には必要だと指摘する（社会認識教育学会2010,pp.1-2）。逆に、公民科として行ってはいけないこととして、生き方の注入、それを教えるための手段として社会認識を育むこと、すなわち特定の資質を育成するために都合のよい社会認識を形成することを挙げ、これらの指導は公民科教育とは呼べないと断じる（社会認識教育学会2010,p.3）。この小原の指摘を受ければ、安倍政権下における一連の学習指導要領の改訂は、グローバル競争大国化とその戦略に貢献する内容を盛り込むことによって、教育の政治的中立を突き崩したと言える²⁵。

本章の内容をまとめよう。現代の日本の公民教育に関しては、2015年通知によって政治教育を制限するのではなく、開いていく方針が示された。しかし、教育委員会などの圧力によって、政治教育実施のハードルは依然高いままであ

²⁴ 高市早苗（2012）「『美しく強い日本へ』②：自立と勤勉の倫理」，2012年8月18日，
（https://www.sanae.gr.jp/column_detail585.html，2022年1月17日参照）。

²⁵ 新自由主義の思想に拠らない経済体制をとる北欧などの国家もあり、愛国心を必要としないコスモポリタニズムの思想も存在する。政治・経済がグローバル化する中で、新自由主義経済に適応することや愛国心の涵養が当然の選択肢であるように思われるかもしれないが、上記のような異なる考えがあることを鑑みれば、新自由主義の推進と愛国心の涵養が政治的に無色透明であるという主張は成り立たない。

るとともに、時の政治権力の政策に呼応する形で、公民教育における政治的中立は浸食された状態にあると言える。

第3章 シティズンシップ教育の可能性とナショナル・カリキュラムの問題点

しかし、第1章で述べたように、本来の公民教育、あるいはシティズンシップ教育とは、市民教育や公民教育、政治教育を包み込む幅の広い概念として捉えられている。では、現在の日本とは違う政治教育のあり方にはどのようなものがあるのだろうか。この章では、シティズンシップを学校教育の科目とした英国におけるシティズンシップ教育の議論を参照することで、第2章で見たような諸問題を抱える日本の政治教育への示唆を得たい。

英国では、1988年のサッチャー政権時に、初めてシティズンシップがナショナル・カリキュラムの横断的テーマとなった。このときのシティズンシップは、個人の自由よりも社会的責任や義務を強調していた（蓮見2008,pp.67-68）。その後、1998年のブレア政権時に、政治学者のバーナード・クリックを中心とする諮問団によって、「学校におけるシティズンシップのための教育と民主主義の教育」（通称『クリック・レポート』）が答申され、1999年にシティズンシップは正式なナショナル・カリキュラムの科目となった（蓮見2008,p.68）。

では、クリック・レポートで議論されているシティズンシップ教育の必要性、その教育内容の構成要素、その中でも特に「能動的シティズンシップ」の内容について、詳しく見ていこう。クリック・レポートでは、公的な事柄への市民の積極的参加を推進するためにシティズンシップ教育が必要であると説明している。具体的には、英国の若者の一般社会に対する無知・無関心・不信は深刻な状態にあると指摘し、大法官のスピーチを引用して、国民一人ひとりが政治・社会に積極的な関心を抱く市民にならなければ、英国の民主主義は不安定なものになると警鐘を鳴らしている（QCA 1998,Part One 1.5: pp.7-8 [pp.113-114]）。さらに、このような視点から、英国の選挙調査機関の報告とニュース・オブ・ザ・ワールドの記事を引用し、18歳から24歳の低投票率と政治参加へ

の意識の低さを問題視している（QCA 1998,Part One 3.5: p.15 [pp.128-129]）。若年層の政治参加への意識の低さは世代による一過性のもので、年齢が上がり、社会との接点が増えると解消されるという反論も紹介しているが、これに対してもクリック・レポートでは楽観視は許されず、現状は弁解の余地がないほど悪化しており、改善されるべきだと主張する（QCA 1998,Part One 3.9,3.10:p.16 [pp.131-132]）。その上でクリック・レポートは、こうした社会的な消極性や無関心に対し、公的な事柄への積極的参加の必要性を以下のように説いている。

我々は本国の政治文化に対して国・地域両側面における変革をもたらすことを最低限の目標としています。すなわち、一般社会に影響を及ぼす意思・能力・知識を有し、また発言や行動に先立って情報を慎重に評価できる批評眼を有した、行動的市民としての自覚を人々が持つようになること、あるいは現存する最も優れた伝統的な社会参加や公共奉仕を若い人々の間に徹底的に形成・普及させ、かつ個々が自身の集団の中で自信を持って新たな参加・活動のスタイルを作り出せるようにすること、などがそれに該当します（QCA 1998,Part One 1.5: pp.7-8 [pp.113-114]）。

そこから、クリック・レポートでは公的な事柄への積極的参加を推進するため、シティズンシップ教育の必要性を説くことになる。

クリックのイメージするシティズンシップとは、市民的要素、政治的要素、社会的要素（地域社会でのボランティアや協働）で構成され、それらの三つの相互作用で能動的なシティズンシップを形成すべきであるとされる（Crick 2000,pp.7-8 [pp.18-20]）。市民的要素とは、自分自身に自信を持ち、権威に対しても他者に対しても社会的・道徳的な責任を持つことである。政治的要素とは政治的リテラシーを指し、公的生活について学び、社会で効果的に活動するための知識・技能・価値観を身につけることを意味する。社会的要素はボランティア活動への参加も含め、自らの所属する共同体での生活や諸活動への参画を指す（蓮見2008,pp.73-74）。このことを能動的シティズンシップ論と位置付

けることができる。

この能動的シティズンシップ論の中でも重要な中心概念が、政治的リテラシーである。クリックの言う政治的リテラシーは、特定の争点に向かって自分で何かをしようとするとき、効果的にかつ他者の誠意や信条を尊重しながら事に当たれる能力である (Crick 2000,p.61 [p.89])。そして、政治的リテラシーの陶冶のためには、一人での学習が可能な知識偏重の教育ではなく、集団行動や集団との相互作用を必須条件とする (Crick 2000,p.69 [p.100])。さらに、政治的リテラシーは、国家レベルの政治にのみ収斂されず、国際問題から日常生活など意思決定に関わる全ての場面を包含する広義の政治概念を前提とするものである (蓮見2008,p.74)。

クリックによれば、能動的シティズンシップの歴史は、古代ギリシャに具体的起源を持ち、西欧文明の重要な一部であると言う (Crick 2000,p.4 [p.14])。ポリスにおいて能動的シティズンシップは最も重要な徳性であり、公的生活への参加なしに最善の生活はあり得ないとまで考えられていた。アリストテレスの言葉²⁶を借り、ポリスの外で生きられるのは野獣か神であるとも述べている (Crick 2000,p.4 [p.15])。このように、クリックは古代ギリシャ以来の共同生活における必須の徳性として、能動的シティズンシップを位置付けている。

その上で、公的生活を重視したポリス市民のあり方を範として、公的生活に関心を向けずに、国家に何らの疑問も挟まず、政府や裁判所に政治を任せて、その決定に従順に従うだけの現代の英国国民のあり方を、以下のように憂慮している。

しかし、多くの善良なイギリス人は、国民の権利は裁判所がしかるべく保護していて、国家による深刻な侵害はないと思っている。そう思っている人があまりに多い。まず侵害などあるまいと思っているので、安心して家にいられる (Crick 2000,p.99 [p.140])。

²⁶ 『政治学』の以下の部分からの引用である。「他方、共同的結合をなし得ない者、あるいは、独立自存しているがためにそうする必要のない者は、国家の一員ではなく、従つて野獣か神かであろう」(アリストテレス [荒木勝訳] 2001,p.503)。

公的生活を顧みない状況を変えるために、クリックは、サッカーで遊ぶ子どもを例に挙げて、能動的シティズンシップを涵養するための方法を説明する。サッカーを実践して初めて公正なサッカーを覚えるのであって、ルール集を読んでから公正なサッカーを学ぶのではない。これと同じく、うわべの法の支配や法律の遵守を刷り込むのではなく、そこで主張されるべき公正とは何かを社会の中で議論しなければならない (Crick 2000,p.108 [p.153])。

ボランティア活動があって、大方の人が法の支配を尊重していれば、それだけで健全な市民^{シティズンシップ}のあり方だという、当たり障りのない考え方に揺さぶりをかけることが、真のシティズンシップ教育に課せられた難しい任務である (Crick 2000,pp.107-108 [p.152])。

このように見るならば、クリックの主張する公的生活の重視と、それを支える能動的シティズンシップとは、本論文冒頭で述べた、ラディカル・デモクラシーにおける参加や自治といった習慣や、権力のアカウントビリティといった感覚を研ぎ澄まし、開かれた「活動する市民」を形成することにもつながるのではないだろうか。

では、第2章の日本における公民教育で問題とした政治的中立に関して、クリックのシティズンシップ論ではどのように考えられているのだろうか。クリックは、政治的中立を無色透明のように教えるのではなく、むしろ現に存在している色の種類とそれぞれの特性を理解させる必要性を主張する。そして、教師自身が不可避的に有している色を開示することで、生徒に対して、教師の「避けることができない偏向」の情報提供も行う。それによって生徒自身がより良い政治的選択をすることができるという。具体的には、ある争点に関して対立する立場の議論双方のロジックを教え、十分な議論の後に、教師自身の見解を開示するという方法を提案している (Crick 2000,pp.45-46 [pp.70-72])。

偏向に関しては、教育現場を例として、以下のような説明をする。議員や親は、偏向のない政治教育は不可能だと考えており、いざ政治教育を実施すると反対し、妨害する。しかし、教員が親たちの反対に屈し、客観的事実の

みを伝える授業を行えば、的外れで退屈な教科になってしまう。ではどうすればよいのか。最初に、偏向の種類の中には避けがたいものもあると考え、偏向の中身を選別する必要がある。まず、挙げられるのが、人間として避けられない偏向である。それは、他者から見ても教員が自覚的にとっている立場が理解可能なもので、その立場についての教員の説明も誠実で理解可能である。もう一つが、極度の偏向である。これは他者から教員の本音がどこにあるのかつかめず、極度の歪曲や嘘があると感じられるような種類の偏向である。後者の偏向は避けることができるが、前者は避けることができない（Crick 2000,pp.35-36 [pp.57-58]）。そして、すぐにコンセンサスという言葉や「われわれが共通して持っているもの」という聞こえの良い言葉を出して中立性や客観性を装う行為は、多種多様な相違を薄めてしまうので危険であると指摘する（Crick 2000,p.37 [p.60]）。

蓮見によると、そもそも、クリックの政治定義では価値観や利害の対立が避けられないものとされており、クリックのシティズンシップ教育が完全な中立性や客観性を持つことはないと指摘する（蓮見2008,p.75）。その上で、クリック・レポートは、三段階の安全網を準備していると指摘する。第一に、教師は特定の見解を子どもに押しつけず、様々な観点から開かれた議論ができるようにすべきだと提言している点である。第二に、教員養成や訓練の段階で第一の提言を担保する点である。第三に、特定党派の教育を禁止する法律を根拠に、苦情申し立ての制度を提案している点である（蓮見2008,pp.75-76）。以上のような政治的中立性への配慮は、教育現場において、政治的紛争に子どもを巻き込むことを恐れ、政治教育を非政治化しようとする動きを防ぐ上で、有効な実践方法と言えらるう。

確かに、学校教育現場での政治的中立にまつわる問題点は、以上のような方法で防ぐことができるかもしれない。では、第2章で問題として挙げたような、時の政権の影響によって、シティズンシップ教育が政権に都合の良い市民育成に傾斜する危険性について、何か有効な対策は示されているだろうか。蓮見は、むしろ英国のナショナル・カリキュラムにおいてもこれと同様の問題があると指摘する。前述したように、クリックの主張する能動的シティズンシップは、

市民的要素（社会的・道徳的責任）、政治的要素（政治的リテラシー）、社会的要素（共同体への参画）の三つの柱によって成立している（蓮見2008,pp.73-74）。しかし、英国のナショナル・カリキュラムにおいては、それら三つの柱が異なるものに整理し直されていると指摘しているのである。整理し直された三つの柱の内容とは、情報豊かな市民としての知識と理解、次に調査・コミュニケーション能力の発達、そして、参加と責任ある行動のための技能の発達である。また、能動的シティズンシップの根幹である政治的リテラシーにいたっては知識・理解面の数多くある項目の一つに引き下げられてしまっており、投票の意義など権利より義務を強調する内容に変わっている（蓮見2008,p.77）。

その一方で、ナショナル・カリキュラムでは、中央・地方政府の財政についての理解、消費者・雇用者・被雇用者としての経済活動における権利・責任の理解、金融サービスに関する理解などの項目を追加しており、新自由主義に適應する合理的経済人としての側面を強化している。司法に関する知識では、青少年の非行・犯罪対策として、黙秘などの権利よりも市民としての責任を強調し、環境問題などへのアプローチに関しても義務を強調する内容となっている（蓮見2008,pp.78-79）。このような変質の背景として、福祉国家批判を念頭に新保守主義の流れを受けたブレア政権の影響が指摘されている（蓮見2008,p.78）。

英国と同様に、日本のシティズンシップ教育宣言の中でも、社会にとってプラスとなる商品やサービスの生産・提供・消費活動にアクティブに参加するという経済活動項目が存在する（経済産業省・株式会社三菱総合研究所2006b, p.5）。蓮見によると、この点に関しては、自民党政権が新自由主義と親和的なシティズンシップ教育の経済的側面に興味を持っており、新自由主義的な経済政策の補助策としてシティズンシップ教育を見ていたと言う（蓮見2012,p.701）。つまり、英国のナショナル・カリキュラムや日本のシティズンシップ教育宣言においては、資本主義社会に生きる合理的経済人の育成が強調され、市民社会の主体形成としての政治的リテラシーが後景へ退くという現象が起きているのである。ここには、「新保守主義」や「第三の道」など、政治権力にとって都合の良い概念が社会統制の手段としてちりばめられているのは明らかであろう（蓮見2008,p.81）。

このことは、前論文でも述べた「権力の生産的作用」を公民教育やシティズンシップ教育の中に取り込み、市民を新自由主義経済下の企業や市場共同体にとって都合の良い被治者へと改造していく過程であると見ることもできるだろう（公文2021,pp.7-10）。日本の公民教育も英国のシティズンシップ教育も、政治権力の影響を免れることはできないという限界を有していると言えよう。

第4章 丸山政治学と政治教育

前章で見えてきた日本と英国の政治教育の限界を踏まえ、「政治的アリーナの周辺化」や「労働者（被治者）の周辺化」が進行する状況の中で、ラディカル・デモクラシーに基づく本論文の目指すシティズンシップ教育、すなわち能動的な市民を育成する教育をどのように実現することができるのだろうか。ここで再び、丸山政治学を参照し、教育との関係とその可能性について論じてみたい。

ここで改めて丸山政治学を参照する理由を簡単に述べておこう。前論文でも指摘したように、実証分析を中心とする現在の主流派政治学が、前論文および本論文が対象とする権力関係などの包括的な政治現象を考察せず、その対抗手段を検討することにも積極的でないという点が挙げられる。そのため、政治学が対象とすべき政治現象の中で、権力関係や市民性の陶冶という部分に理論的空白が生じている（公文2021,pp.15-16）。このことは政治教育の研究についても同じことが言える。実証的分析への関心が高まり、価値に関わる規範的な研究への関心が低下していることが、政治教育の研究が敬遠された理由の一つである（蓮見2000b,p.273）。教育の世界へ視点を移すと、2022年度から文部科学省は高校公民科の「現代社会」の科目に代わり「公共」を必修化する。この新科目には、主体的な社会参加に重点を置いた有為な国家の形成者を育み、公共的な空間における規範意識や協働意識を育成するという目標がある（文部科学省2019,pp.201-204）。政府や文科省、中央教育審議会がリードする公民教育について、パブリックコメントだけでなく、多くの市民や研究者などを含めたもっと国民的な議論をする必要はないだろうか。蓮見は、戦後の政治学におけ

る政治教育に対する関心のなさを批判したイーストンや蠟山政道らを紹介し（蓮見2000b,p.256）、現代日本の政治教育の問題点の一つとして、学問的裏付けが不十分だという点を指摘している（蓮見2000b,pp.262-263）。筆者は、政府主導の公民教育と学問的裏付けが不十分な日本の政治教育²⁷に対し、民主主義の確立と市民性の陶冶を目的とした丸山政治学から何らかの知見を付け加えることが可能だと考える。

では、まず議論の前提として、丸山の政治教育への言及について、丸山自身の姿勢を若干検討しよう。次に、政治教育の中立性の問題点、経済的側面に偏重したシティズンシップ教育の問題点について、丸山の実践知から解決策を提案する。そして、丸山が考えた政治教育のあり方や成否を分ける問題点についても言及する。以上の検討から政治教育においては、丸山政治学の実践知が有効であることを主張する。

そもそも丸山政治学において、政治教育はどのように語られているのだろうか。一般的に丸山の教育への言及は限定的であったと言われているが（河野2016,p.75）、教育学者の雨田英一によって、戦後の公民教育と丸山の接点が指摘されている。例えば、1946年に中等学校教科書株式会社が開催した「第1回公民科教科書編纂会議」のメンバーに丸山の名前があり、教科書の「国家生活」と「近代政治」という項目を丸山が担当する予定だった（雨田2017,pp.29-30）。しかし、この教科書は結局作成されず、話は立ち消えになってしまった（雨田2017,p.32）。これについて雨田は、反体制の芽を摘みとり、天皇制崇拜を注入する戦前の公民教育の呪縛が、戦後すぐの丸山の頭から離れていなかったため、丸山自身も積極的になれなかったのではないかと指摘する（雨田2017,p.33）。

こうした限定的な言及に鑑みて、ここではまず政治一般に関する丸山の議論の中から政治教育の中立性の問題に適用しうる認識に注目してみよう。第3章

²⁷ 社会科教育など教育学からのアプローチや研究実績は積み重ねられているだろうが、教育学とは異なる分野である政治学からのアプローチも進める必要がある。特に教育学が教育現場・文科省・教育委員会との関係性や既存の教育制度などを意識しなければならぬのに対し、政治学は対象が政治に関係しさえすれば、比較的自由度が高い。日本では分業の結果、政治学が政治教育を主たる対象としないというのでは、幅の広い議論を放棄していることにもなり、あまりにも無責任であると筆者は考える。

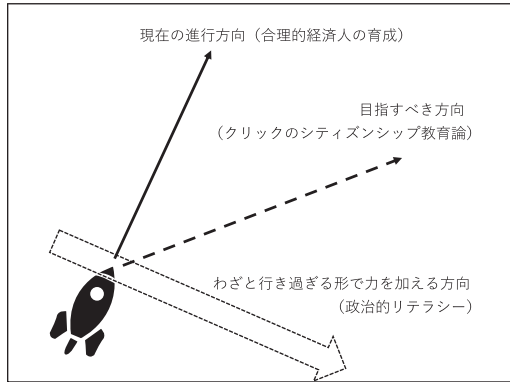
では、日本の公民教育も英国のシティズンシップ教育も政治権力の影響を受け、政治的中立を失う危険にさらされていることを明らかにした。この点に関係する丸山の指摘として、丸山は、政治的選択とはベストの選択ではなく、せいぜいベターな選択であると述べ、福沢諭吉の「悪さ加減の選択」という言葉を引用して、そのことを説明している（丸山[1958]1996,p.327）。その悪さ加減の差を0.1でも0.2でも見分けて選択していく政治的な眼力が必要だと主張する。そして、悪いものが付随するからこそ、少しでもそれを減らすために常に監視して口出しをし、いいものだから参加するというよりは、むしろ悪いものだから参加して監視するという政治的リアリズムの思考を推奨していた（丸山 [1958] 1996,p.329）。この主張を政治教育に関する政治的中立の問題に敷衍するなら、次のような姿勢を導くことができる。日本の公民教育も英国のシティズンシップ教育も、民主主義を実現するためのベターな選択である。しかし、政治権力の介入や経済的側面への偏重など悪さ加減は必ず存在する。その与えられた条件の下、より良い政治教育になるよう市民が積極的に口を出して、監視していく必要があると解釈できるだろう。

次に、経済的側面に偏重するシティズンシップ教育の問題に照応する部分を見てみよう。日本思想史研究者の伊東祐吏は、丸山は異質なもの同士の多元的衝突が社会を発展させるという世界観を持っており、一定のイデオロギーに立つことはなかったと指摘する（伊東2016,p.22）。丸山の世界観の中で、とるべき行動規範は、人びとの考えが一方に傾くこと（「惑溺²⁸」によって人びとの心から柔軟性がなくなること）に逆らって、行動することである。伊東は丸山のこの世界観と行動規範を「相対の哲学」と呼ぶ（伊東2016,pp.22-23）。伊東は「相対の哲学」をロケットの動線に例えて概念図（伊東2016,p.23）を描いている。その概念図をもとに、本論文の政治教育の問題点を加えて、アレンジしたのが図2である。

この図2によると、新自由主義的な政策と連動する経済的側面への偏重とい

²⁸ 「惑溺」は丸山の福沢諭吉論において中核的な用語である。「あるものが、その働き如何に関わらず、それ自体に価値があると無批判に思い込む」という考え方を指す（丸山1986a,pp.108-109）。

図2. 丸山の「相対の哲学」と政治教育概念図



出典：伊東 (2016), p23の図をもとに筆者作成。

う政治教育の問題(図2の現在の進行方向)に対しては、「相対の哲学」にならうて、クリックの主張する政治的リテラシー²⁹を強調する方向でわざと行き過ぎる形で力加えることで、中央の矢印のように目指すべき政治教育やシティズンシップ教育へと修正していくことができるのではないかと思われる。ただし、伊東は「相対の哲学」の弱点を、人びとの考えが一方向に傾くときの大きな流れを捉えようとするあまり、流れに反抗することのみに注力してしまう傾向にある、とも指摘している。これは、人びとが野次馬的に反抗し、流れの内容や偏りを汲むことができなければ本質を見落としてしまうことを意味する(伊東2016, pp.227-228)。政治教育やシティズンシップ教育の内容が、現代の政治経済体制による「労働者(被治者)の周辺化」を助長するものなのか、市民や労働者の生活を支えるものなのか、しっかり見極めなければならない。

また、丸山は、官主導の公民教育のあり方についても、根本的に批判している。1948年1月の二十世紀研究所主催の座談会「ディスカッション社会科教育」において、丸山は当時の新教科・社会科の教育方針や内容の検討に関して、

²⁹ ただし、丸山自身は政治の本質をマキアヴェッリやホブズズの著作を引用して非理性的なものまで動員し、組織化する営みであると捉えており、「政治的リテラシー」の背景にあるポリスを範とするクリックの政治の本質把握とは異なる理解を持っている(荻部2016, p.111)。

そもそも一役所である文部省の手に負えないものであると主張していた（丸山2014b,p.382）。「そういう社会の根本的な価値体系が分裂しているところでは、文部省が社会科について教材を作るということ自体が実は無意味なんじゃないかと思うのです」（丸山2014b,p.383）。公民教育や社会科にとって、どのような社会を形成するかというビジョンは根本問題である。丸山からすれば、それはどういう社会的な力が政治的な主体となるかという問題でもあり、主体である市民を抜きにして、政治権力や行政が勝手に決める立場にはないということを訴えていたのである（丸山2014b,pp.382-384）。

教育というものは何も学校だけじゃないんだということで、お互いのコミュニケーションが教育の場だ。自主的なコミュニケーションが教育の場だ。皆で考えているようなところからぼつぼつ出発したらどうなんですか（丸山2014b,p.435）。

上記の引用は、「日本において適切な教育政策を誰がつくるのか」という対談者の問題提起に対しての丸山の応答である。第1章でも指摘したように、丸山は日常的に政治や社会の問題が討議されるような自主的な組織・横のグループをつくらなければならないと主張していた（丸山[1952]1995,pp.189-190）。上記の引用も加味すれば、市民がつくる自主的な組織・横のグループは、政治的無関心や個人の原子化を防ぐだけでなく、教育の場としても捉えられていると言えよう。丸山にとって、教育の主体も市民であり、公民教育も学校の間だけが独占するものではないということの意味していたのである。

さらに、丸山は政治教育の成否についても、以下のような主張を展開していた。議会の機能を統合調整機能（利害や意見集約）と教育機能（公開の討論、評決）に分けて、後者の機能は国民にとってそのまま政治教育となると主張する（丸山[1960]1996,pp.286-287）。そして、市民としての政治的教養や訓練といった政治教育は重要であるが、民主的な政治過程を通して行われる教育がなければ、学校でいくら政治教育を行っても、多くの大衆の失望と挫折感を拡大させるだけだと指摘している（丸山[1960]1996,p.297）。この指摘は、政治教育

やシティズンシップ教育を通して民主主義の理念や実践方法³⁰をいくら教えても、実社会で民主主義的な決定や実践が行われていないならば民主主義は絵空事であり、強権的なボス支配を安易に容認してしまう市民を作ってしまうことを意味する。よって政治教育の理念や実践は学校の中に留まらず、私たちの実生活における態度や行動にまで関係することになる³¹。

最後に、現行の制度から提供される機会を享受し、その可能性を最大限活用せず、現行の制度から自身が排除されていることのみを述べる人間を、電車の中で大の字になって泣きわめき、親をこまらせる子どもに丸山はなぞらえる。その反抗の根底には甘えがひそんでいても指摘している（丸山2006,p.574）。丸山に言わせれば、理想的な政治教育を求めて、現行の政治教育の悪い点を批判することのみ終始し、現行の政治教育の良い点を活用して改善を試みようとしなない態度は単なる甘えである。そして、政治教育の中身を批判的に検討もせず、政治教育の有効性や必要性などを絶対視するような態度も「惑溺」に陥っているということになるだろう。

以上、指摘した「悪さ加減の選択」、「相對の哲学」、学校外の現実社会における民主的実践の重要性、「甘え」や「惑溺」への警戒といった丸山政治学からの教育的知見は、理論的に十分な根拠があるものではない。しかし、丸山自身が長年の研究と著述活動の中で、戦前・戦後の日本政治と鋭く向き合って獲得した実践知であり、市民性陶冶という目標に対して的確な座標軸を与えるものであると筆者は考える。特に政治教育のように、明確な到達点や、その到達点へと必ず結びつく理論が存在しない世界においては、実践的な知識が大いに役に立つのではないだろうか。さらに、第1章で述べたように、民主主義と政治教育は互いに影響を与え合う不断の循環過程を持っている。政治教育が民主

³⁰ 前述の座談会で丸山は授業実践についても、教員はインテレクチュアルなものを背後に秘めて、授業はプラグマティックに行うべきだと述べている。対談者によって、医者が病理学の体系を熟知した上で診療に当たるようなものだ、と説明されている（丸山2014b,p.398）。

³¹ 社会における民主主義の実践を重視する点について、子どもがシティズンシップとどう向き合うかは、家族・身近な環境・メディア・公的立場の人びとの振る舞いなど学校教育以外の要因に影響されるとクリックも主張している（Crick 2000,p.10-11 [p.24]）。

主義社会の発展に寄与しうるように、政治教育の発展や問題点の解決のために、社会における民主主義的な実践が有効であり、必要なのである。現代の日本の政治教育を考えると、それが理想とする形はありながらも、あくまで「コンディショナル・グッド³²」であることを意識して、現行の教育内容でラディカル・デモクラシーの理念により近い選択肢からまずは実践していくことが重要なのだ。

おわりに

本論文は、政治教育のあり方や方法を今日的視点から紐解きながら、現代日本の政治経済体制における「政治的アリーナの周辺化」や「労働者（被治者）の周辺化」といった現象への対抗策を、シティズンシップ教育や政治教育に求めるといふ目的を持って議論を進めてきた。

第1章では、ガットマンの「社会の意識的再生産」の理論から民主主義と政治教育が互いに影響を与え合う不断の循環過程が確認された。そして、第2章と第3章では、開かれた「活動する市民」を育成する手段としての政治教育に視点を移し、日本の公民教育や英国のシティズンシップ教育を参照しながら現状と課題を検討した。その結果、日本の公民教育は、小玉の言う「政治的意味空間」を復権する機会として捉えられるとともに、クリックの主張するシティズンシップ教育を通じて、国際問題から日常生活にいたる広い範囲をカバーする政治的リテラシー（他者の誠意や信条を尊重しながら事に当たれる能力）の涵養が重要であることを確認した。一方で、日本の公民教育も英国のナショナル・カリキュラムも、政治権力の影響を受けやすく、政治権力の影響が政治的リテラシーを後景に退かせ、シティズンシップの経済的側面を強調していることが明らかとなった。

最後に第4章では、こうした政治教育の持つ具体的現実に対する限界への方策として、丸山政治学から政治教育を捉え直した。その結果、政治教育はあく

³² 「コンディショナル・グッド」も、丸山の福沢論で登場する。絶対的善を否定する条件付きのグッドであり、政治にもあてはまるとする（丸山1986a,p.234）。

までコンディショナル・グッドであると意識し、第一に、政治権力の干渉に対抗するために、市民の苦言や監視など、積極的な関与が必要であること、第二に、経済的側面への偏重に対しては、政治的リテラシーの強化で対抗すること、第三に、政治教育を官主導にしないために、あらゆる自主的な組織・横のグループで政治教育を実践すること、第四に、何よりも民主主義と政治教育を絵空事としないために、社会における実践が重要であることが確認できた。

以上のように、本論文は丸山政治学を手掛かりにして、様々な論者たちの知見を組み合わせながら、現代の民主主義と政治教育の問題を考察したものである。最後に、政治教育を基軸とした本論文の意義と限界について、手短かに総括しておきたい。意義については、シティズンシップ教育論や丸山政治学の民主主義論を土台に、政治経済体制を変革する担い手の育成に着目し、その手段として政治教育を掘り下げたことである。政治教育は、市民的資質の醸成など徳育的な要素³³を持っており、その対象は、一般の市民や子どもなど幅広い層である。政治教育の特徴に符合するように、丸山政治学は、「良き社会と政治」の問題意識に動機付けられた規範的な側面を持っており、かつ政治を専門とする研究者や学生だけでなく、幅広い層の市民に問いかけるジャーナリスティックな側面³⁴も併せ持っている。以上の観点から、丸山政治学の実践的側面を含めれば、それが「夜店」³⁵であったとしても、民主主義と政治教育という大きな課題において参照する意義があると考えられる。

その一方、本論文では、政治教育のあり方について、学校現場での政治的中立性の問題や、新自由主義的な経済的側面の重視、時の政治権力からの影響など多方面にわたって議論を展開しており、それぞれの問題について深い議論が

³³ 徳育的要素については、第2章の学習指導要領の内容や、同じく第2章での教育学者・小原の引用を参照されたい。

³⁴ 丸山のジャーナリスティックな側面については、アカデミズムとジャーナリズムの世界で絶妙なポジショニングを維持することで、丸山が知名度を上げていったという指摘もある（竹内2005,pp.196-198）。

³⁵ 丸山は後年、著書『現代政治の思想と行動』に代表される自身の政治学の仕事を「夜店」と呼び、『日本政治思想史研究』に代表される思想史研究を本来の仕事である「本店」と呼んでいた。自身の専門でない「夜店」が丸山政治学と呼ばれている点について、閉口しているとも述べている（丸山〔1984〕1996,pp.110-111）。

尽くされたとは言い難い。さらに、政治教育の方法論については、本論文では思想史や哲学の知見に依拠しており、社会科教育などの教育学からすれば、不十分であるとの指摘もあるだろう。本論文を問題提起の糸口として、民主主義や新自由主義の持つ問題点や課題を克服する政治教育のあり方について、研究をさらに進めたい。

*本論文の執筆にあたって、岩佐和幸氏、中川香代氏、根小田渡氏、森直人氏ら高知大学人文社会科学部の先生に多大なるご指導やご支援をいただいた。さらに政治思想学会および全国社会科教育学会の会員諸氏からも有益なコメントをいただいた（本論文の内容の一部は、第69回全国社会科教育学会・第37回鳴門社会科教育学会合同研究大会〔2020年10月24日～12月25日〕の第27分科会において発表している）。この場を借りて、御礼申し上げるとともに、それらの助言が自身の力不足で、十分に活かせなかったことは、言うまでもなく全て筆者の責任であることを付言したい。

参考文献

- 雨田英一（2017）「戦後日本における民主化と教養・文化・教育をめぐる論議——丸山眞男を中心として」, 東京女子大学丸山眞男記念比較思想研究センター編『20世紀日本における知識人と教養——丸山眞男文庫デジタルアーカイブの構築と活用』, pp.27-40。
- アリストテレス（荒木勝訳）（2001）「アリストテレス『政治学』（翻訳）」, 『岡山大学法学会雑誌』, 第50巻第2号, pp.514-470。
- アレント, ハンナ（志水速雄訳）（1994）『人間の条件』, 筑摩書房。
- イーストン, デヴィッド（山川雄巳訳）（1976）『政治体系』, ペリかん社。
- 池野範男（2014）「グローバル時代のシティズンシップ教育——問題点と可能性：民主主義と公共の論理」, 『教育学研究』, 第81巻第2号, pp.138-149。
- 生澤繁樹（2015）「カリキュラムの公共性と参加政治——“representation”をめぐる政治と教育の交錯」, 『教育学研究』, 第82巻第4号, pp.543-557。

- 伊東祐吏 (2016) 『丸山眞男の敗北』, 講談社。
- ウォリン, シェルドン・S (千葉眞他訳) (2006) 『アメリカ憲法の呪縛』, みすず書房。
- NHK 政治マガジン, 2018.1.29特集記事, 「『投票に行くのやめました』18歳選挙に何が」, (<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/1287.html>, 2022年1月17日参照)。
- 大嶽秀夫 (1979) 『現代日本の政治権力経済権力』, 三一書房。
- 大嶽秀夫 (2005) 「『レヴァイアサン』世代による比較政治学」, 『日本比較政治学会年報』, 第7巻, pp.3-25。
- 岡田知弘・岩佐和幸編 (2016) 『入門 現代日本の経済政策』, 法律文化社。
- 小熊英二 (2012) 『社会を変えるには』, 講談社。
- Gutmann, Amy (1999), *Democratic Education*, Princeton University Press (神山正弘訳 [2004] 『民主教育論——民主主義社会における教育と政治』, 同時代社)。
- 加藤秀治郎 (2013) 『日本の選挙』, 中央公論新社。
- 荻部直 (2006) 『丸山眞男——リベラリストの肖像』, 岩波書店。
- 荻部直 (2016) 「『遊び』とデモクラシー——南原繁と丸山眞男の大学教育論」, 『年報政治学2016-I 政治と教育』, pp.104-116。
- 川崎修 (2014) 『ハンナ・アレント』, 講談社。
- ギデンズ, アンソニー (佐和隆光訳) (1999) 『第三の道——効率と公正の新たな同盟』, 日本経済新聞社。
- 木下ちがや (2014) 「非政治領域の政治学 丸山眞男の結社・集団論の現在」, 『現代思想』, 第42巻第11号, pp.138-150。
- 京極純一 (1968) 『政治意識の分析』, 東京大学出版会。
- キング, G 他 (真淵勝監訳) (2004) 『社会科学のリサーチ・デザイン 定性的研究における科学的推論』, 勁草書房。
- Qualifications and Curriculum Authority (1998), *Education for citizenship and the teaching of democracy in schools*, Final report of the Advisory Group on Citizenship, London: QCA, (鈴木崇弘・由井一成訳 [2012] 『社会を変える教育 Citizenship Education』, 長沼豊・大久保正弘編著, キーステージ21)。
- 久米郁男他 (2011) 『政治学〔補訂版〕』, 有斐閣。
- 久米郁男 (2013) 『原因を推論する 政治分析方法論のすゝめ』, 有斐閣。
- 公文良彦 (2021) 「権力と周辺化への対抗としてのデモクラシー——丸山眞男の政治学を手掛かりに」, 高知大学経済学会 『高知論叢』, 第120号, pp.1-50。
- Crick, Bernard (2000), *Essays on Citizenship*, London: Continuum (関口正司監訳 [2011] 『サピエンティア20 シティズンシップ教育論 政治哲学と市民』, 法政大学出版局)。
- 桑原作次 (1954) 「教育の政治的中立性」, 『教育学研究』, 第21巻第2号, pp.2-16。
- 経済産業省・株式会社三菱総合研究所 (2006a) 「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会 報告書」, (<http://www.akaruiseikenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/10/hokokusho.pdf>, 2022年1月17日参照)。

- 経済産業省・株式会社三菱総合研究所 (2006b) シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会「シティズンシップ教育宣言」。
- 高知新聞, 2016.9.10朝刊, p.2「7月参院選 合区県 軒並み低投票率」。
- 河野有理 (2016) 「『公民政治』の残影——蠟山政道と政治的教養のゆくえ」, 『年報政治学2016-I 政治と教育』, pp.53-76。
- 古賀敬太編著 (2004) 『政治概念の歴史的展開 第1巻』, 晃洋書房。
- 小玉重夫 (2002) 「公教育の構造変容——自由化のパラドクスと「政治」の復権」, 『教育社会学研究』, 第70巻, pp.21-38。
- 小玉重夫 (2016) 『教育政治学を拓く 18歳選挙権の時代を見すえて』, 勁草書房。
- 後藤道夫 (2001) 『収縮する日本型<大衆社会> 経済グローバリズムと国民の分裂』, 旬報社。
- 坂井豊貴 (2015) 『多数決を疑う 社会的選択理論とは何か』, 岩波書店。
- 社会認識教育学会編 (2010) 『公民科教育』, 学術図書出版社。
- 首相官邸 (2020) 「第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説」, 2020年10月26日 (https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1026shoshinhyomei.html, 2022年1月17日参照)。
- 杉田敦 (1998) 『権力の系譜学——フーコー以後の政治理論に向けて』, 岩波書店。
- 総務省 (2016) 「平成28年7月10日執行参議院議員通常選挙速報結果」, (http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin24/index.html, 2022年1月17日参照)。
- 総務省 (2017) 「平成29年10月22日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査速報結果」, (http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shugiin48/index.html, 2022年1月17日参照)。
- 総務省 (2021) 「令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査速報資料」, (<https://www.soumu.go.jp/senkyo/49syusokuhou/index.html>, 2022年1月17日参照)。
- 高市早苗 (2012) 「『美しく強い日本へ』②: 自立と勤勉の倫理」, 2012年8月18日, (https://www.sanae.gr.jp/column_detail585.html, 2022年1月17日参照)。
- 竹内洋 (2005) 『丸山眞男の時代 大学・知識人・ジャーナリズム』, 中央公論新社。
- 田中毎実 (2015) 「生成する公共性と教育的公共性」, 『教育学研究』, 第82巻第4号, pp.520-530。
- 田中智輝 (2016) 「教育における「権威」の位置——H. アレントの暴力論をてがかりに」, 『教育学研究』, 第83巻第4号, pp.461-473。
- 田村哲樹 (2018) 「『教育政治学』の射程——「政治/政治的なるもの」と「教育/教育的なるもの」との区別の導入を通じて」, 『名古屋大学法政論集』, 第280号, pp.85-108。
- ダン, ジョン (吉田朋正訳) (1996) 「政治理論の歴史」, 『思想』, 2017年第5号 (第1117号), pp.76-108。
- 千葉真 (1995) 『ラディカル・デモクラシーの地平——自由・差異・共通善』, 新評論。

- 暉峻淑子 (2017) 『対話する社会へ』, 岩波書店。
- 中北浩爾 (2014) 『自民党政治の変容』, NHK 出版。
- 中谷猛・足立幸男 (1994) 『概説 西洋政治思想史』, ミネルヴァ書房。
- 西田毅編著 (2009) 『概説 日本政治思想史』, ミネルヴァ書房。
- 西村邦行 (2014) 「教員養成の中の政治学 シティズンシップ教育論を手掛かりに」, 『北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編』, 第64巻第2号, pp.85-96。
- 日本政治学会編 (2016) 『年報政治学2016-I 政治と教育』, 木鐸社。
- ハーヴェイ, デヴィッド (森田成也・中村好孝訳) (2011) 『〈資本論〉入門』, 作品社。
- 橋場 弦 (2016) 『民主主義の源流 古代アテネの実験』, 講談社。
- 蓮見二郎 (2000a) 「有権者教育とその必要性」, 慶應義塾大学大学院法学研究科『法学政治学論究』, 第45巻, pp.265-295。
- 蓮見二郎 (2000b) 「日本の政治学における政治教育研究の必要性」, 慶應義塾大学大学院法学研究科『法学政治学論究』, 第47巻, pp.253-285。
- 蓮見二郎 (2004) 「民主主義・再行主義・政治教育」, 慶應義塾大学法学研究会『法学研究』, 第77巻第12号, pp.135-162。
- 蓮見二郎 (2008) 「英国のシティズンシップ教育——経緯・現状・課題」, 九州大学法学部政治研究室『政治研究』, 第55巻, pp.63-92。
- 蓮見二郎 (2012) 「社会形成としてのシティズンシップ教育」, 九州大学法政学会『法政研究』, 第79巻第3号, pp.706-684。
- 羽田貴史 (1993) 「自由化論と公教育論の課題」, 『教育社会学研究』, 第52巻, pp.20-35。
- フーコー, ミシェル (渡辺守章訳) (1986) 『性の歴史I 知への意志』, 新潮社。
- 福沢諭吉 (1995) 『文明論之概略』松沢弘陽校注, 岩波書店。
- Przeworski, Adam (2018), *Why Bother with Elections?*, Polity Press.
- ブラウン, ウェンデイ (中井亜佐子訳) (2017) 『いかにして民主主義は失われていくのか 新自由主義の見えざる攻撃』, みすず書房。
- 前川喜平他 (2017) 「課題研究I 「教育の政治的中立」と政治教育・主権者教育——18歳選挙権を踏まえて」, 『教育学研究』, 第84巻第1号, pp.49-54。
- Machiavelli, Niccolò (1513-1517?), *Discorsi Sopra La Prima Deca Di Tito Livio* (永井三明訳 [2011] 『ディスコルシ「ローマ史」論』, 筑摩書房)。
- 丸山眞男 ([1952] 1995) 「政治の世界」, 『丸山眞男集 第五巻』, 岩波書店, pp.125-191。
- 丸山眞男 ([1958] 1996) 「政治的判断」, 『丸山眞男集 第七巻』, 岩波書店, pp.305-345。
- 丸山眞男 ([1960] 1996) 「この事態の政治学的問題点」, 『丸山眞男集 第八巻』, 岩波書店, pp.283-300。
- 丸山眞男 (1961) 『日本の思想』, 岩波書店。
- 丸山眞男 ([1968] 1996) 「個人析出のさまざまなパターン——近代日本をケースとして」, 『丸山眞男集 第九巻』, 岩波書店, pp.377-424。
- 丸山眞男 (1983) 『日本政治思想史研究』, 東京大学出版会。
- 丸山眞男 ([1984] 1996) 「原型・古層・執拗低音——日本思想史方法論についての私の

- 歩み』、『丸山眞男集 第十二巻』, 岩波書店, pp.107-156。
- 丸山眞男 (1986a) 『「文明論之概略」を読む 上』, 岩波書店。
- 丸山眞男 (1986b) 『「文明論之概略」を読む 中』, 岩波書店。
- 丸山眞男 (1986c) 『「文明論之概略」を読む 下』, 岩波書店。
- 丸山眞男 (1995) 『丸山眞男集 第六巻』, 岩波書店。
- 丸山眞男 (1996) 『丸山眞男集 第九巻』, 岩波書店。
- 丸山眞男 (1997) 『丸山眞男集 別巻』, 岩波書店。
- 丸山眞男 (2001) 『福沢諭吉の哲学 他六篇』松沢弘陽編, 岩波書店。
- 丸山眞男 (2005) 『自由について——七つの問答』, 編集グループ〈SURE〉。
- 丸山眞男 (2006) 『[新装版] 現代政治の思想と行動』, 未來社。
- 丸山眞男 (2014a) 『政治の世界 他十篇』松本礼二編注, 岩波書店。
- 丸山眞男 (2014b) 『丸山眞男話文集 続1』丸山眞男手帖の会編, みすず書房。
- 丸山眞男 (2014c) 『丸山眞男座談セレクション (上)』, 岩波書店。
- 丸山眞男 (2014d) 『丸山眞男座談セレクション (下)』, 岩波書店。
- 森岡孝二 (2013) 『過労死は何を告発しているか——現代日本の企業と労働』, 岩波書店。
- 森岡孝二 (2015) 『雇用身分社会』, 岩波書店。
- 文部科学省 (2010) 『高等学校学習指導要領解説 公民編』, 教育出版。
- 文部科学省 (2015) 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について (通知)」, 27文科初第933号, 2015年10月29日, (https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm, 2022年1月17日参照)。
- 文部科学省 (2015) 「中学校学習指導要領 (2015年一部改訂) 第3章特別の教科 道徳」, pp.100-104 (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_ics-Files/afieldfile/2016/08/10/1375633_4.pdf, 2020年1月17日参照)。
- 文部科学省 (2018) 「高等学校学習指導要領 (2018年告示) 総則」, p.31 (https://www.mext.go.jp/content/1384661_6_1_3.pdf, 2022年1月17日参照)。
- 文部科学省 (2019) 『高等学校学習指導要領 (2018年告示) 解説 公民編』, 東京書籍。
- 文部省 (1969) 「高等学校における政治的教養と政治的活動について (1969年10月31日 文部省初等中等教育局長通知)」, 初高第483号, 1969年10月31日, (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/118/shiryo/attach/1363604.htm, 2022年1月17日参照)。
- 横山智哉・稲葉哲郎 (2016) 「政治的会話の橋渡し効果: 政治的会話が政治参加を促進するメカニズム」, 『社会心理学研究』, 第32巻第2号, pp.92-103。
- 渡辺治・岡田知弘・後藤道夫・二宮厚美 (2014) 『〈大国〉への執念 安倍政権と日本の危機』, 大月書店。
- 渡部純 (2010) 『現代日本政治研究と丸山眞男 制度化する政治学の未来のために』, 勁草書房。

Abstract

Possibilities of Political Education from the Perspective of Modern Japan's Political and Economic Systems: Rethinking the Works of Masao Maruyama

Yoshihiko Kumon

This study focuses on the marginalization of people governed by modern Japan's political and economic systems as a problem faced by modern democracy, and identifies the importance of democracy as a countermeasure for this issue. In addition, this paper also points out the necessity of political education in reversing this marginalization. A reconsideration of the possibilities of political education shows that there are aspects of civics education in Japan, citizenship education in England, and so on, which are easily influenced by the political forces of the time, and reveals the problem of these being used to train citizens (the governed) as economic agents adapted to neoliberalism while shifting political literacy to the background.

The following conclusions were reached regarding these problems in political education. First of all, political education is considered a "conditional good" according to Maruyama, which requires proactive participation of citizens. Next, regarding the overemphasis on training economic agents: in order to strengthen political literacy and avoid political education being led by government, it is important that political education be carried out through a variety of independent organizations, a place to communicate, and connections among political subjects. It is also important that political education not only be a process of learning, but also see practical application in society. Thus, the study confirms that normative political theory is of use for democracy and political education, and that the practical wisdom of Maruyama's political thought in particular is still valid.

Keywords: Maruyama's Political Thought, Democracy, Political Education, Citizenship, Marginalization of the Governed

